

インドネシアにおけるアダット（慣習法）と制定法との関係

東スマトラの土地問題を題材として

高野さやか

中央大学総合政策学部

2017年2月28日

目次

はじめに

1 インドネシアにおける「アダット」と制定法

(1) 社会問題としてのアダット

(2) アダットに関する法規定

憲法

人権法

地方行政法

土地基本法

(3) まとめるアダット、分けるアダット

アダットはいかにして見出されたのか

なぜアダットは尊重されるのか

なぜアダットは制限されるのか

2 東スマトラにおける土地問題

(1) 概観

東スマトラにおけるプランテーションの発展

タバコ・プランテーションの繁栄と衰退

ムラユ系住民組織とデリ王国のスルタン

(2) 訴訟事例の紹介、スルタン租借地のその後

問題系の成立

問われるアダット共同体

アダットへの承認

その後の展開

3 おわりに

移動する争点

司法機関の立ち位置の変化

関係的なアダット理解

添付資料1：ヘルフェティア訴訟についての最高裁判所判決（抄訳）

添付資料2：鉄道会社訴訟についての最高裁判所判決（抄訳）

添付資料3：弁都士M氏とのインタビュー概要

添付資料4：北スマトラ州法学部教授S氏とのインタビュー概要

参考文献

はじめに

インドネシアの法をめぐる状況についての一般的な説明では、国家の法、慣習法（アダット）、イスラーム法が併存しているといわれる。インドネシア法の特徴として、オランダ植民地支配期の法が残存していること、司法関係者の汚職が問題といった点と並んで、慣習法、いわゆるアダットの有効性が指摘される（安田 2000：163）。しかし、具体的な領域としては婚姻や相続があげられることが多く、たとえば日本を含む外国企業の活動との関係で問題になることは少ないかもしれない。

他方で、インドネシア研究においてアダットは主要な関心対象のひとつである。歴史学や政治学などにおける分厚い研究蓄積があり、現地語資料の分析や現地調査に基づき、伝統的な土地所有の諸形態などが明らかになっている（Benda-Beckmann 1979）。土地所有をめぐる規範に加えて、幅広い含意をもつアダットは、植民地期にはオランダ人法学者が成文化した「アダット法」として、インドネシア共和国独立後には国家統一のシンボルとして、さらに 1998 年のスハルト政権崩壊以降に進展する地方分権化のなかでは、「アダット復興」が注目され、多様なかたちで発現している（Davidson and Henley 2007）。

このように、インドネシアの法を論じるときには、概説の範囲を越えてアダットが問われる場面は限定されており、また逆に、アダットを論じるときには、法制度とは別個のシステムとして、法律規定との対立が問題になることが多い。これは、果たして何を意味しているのだろうか。たとえば首都ジャカルタでは既に失われ、村落部では人々はアダットに従って暮らしているということで、アダットは結局のところ、時代の変化・都市化とともに薄れていくものなのだろうか。もちろんそうした側面がまったくないわけではないが、アダットは「地域によっては根強く残っている、成文化されていない社会慣行」といったイメージにとどまらない、広がりと深さを持つ概念である。

現在進行している「アダット復興」をめぐる文脈では、インドネシアの現行の土地基本法は慣習法に基づいていることが強調され、植民地支配期や独立後に政府によって奪われた土地や森林に対する住民の権利主張の事例が報告されている（増田 2012）。原則としては、1960 年土地基本

法によって土地制度が統一され、それ以前から存在していた権利について土地登録局で変換の手続きが定められている。しかし実際登記は進まず、国内各地で権利関係が不明瞭なままになっている。筆者はこれまで、文化人類学の視点から、北スマトラ州メダン市とその周辺の地方裁判所で争われた土地紛争を取り上げ、その歴史的経緯とともに、法廷および国家法・成文法、慣習法・不文法という枠組みの内外で、どのように土地に関する権利主張が組み立てられているのかを明らかにしてきた（高野 2015）。

北スマトラ州メダン市、およびその近郊の東スマトラ（Sumatra Timur）とよばれる地域を舞台とするこの土地紛争は、制定法の論理によってたつ政府およびプランテーション会社と、民族集団ムラユのアダットを旗印にした住民組織の対立という、インドネシア国内各地で起きている「アダット復興」のバリエーションにすぎないようにもみえる。しかし、問題の経過を詳しく検討すると、争点は住民組織が軸にしてきた「アダットの土地（*tanah adat*）」から、植民地期にデリ王国のスルタンとオランダ企業が契約を結んだ土地としての「租借地（*konsesi*）」へと変化している。表面的にはアダットをよりどころとする主張も、内部には対立を内包しており、制定法の枠組みに依拠しているのである。

このような特徴を持つ東スマトラの土地問題は、アダットをどう解釈し、法制度のなかでどう位置付けるか、というインドネシアで長く続いている議論の現在を理解するうえで重要な事例である。また、インドネシア法研究において、地域ごとに異なる実践というブラックボックスとして扱われがちなアダットを、制定法・実定法との対立・乖離という視点からだけではなく、相互関係のなかで生成・強化し合っているものとしてとらえなおす視点を提供する。

本報告で扱う事例や、登場する人々の主張は、ともすると荒唐無稽に映るかもしれない。それをたとえば地方都市における法曹教育の不徹底、リーガル・マインドの醸成が不十分、とみなすのは容易ではあるのだが、こうした語り方が存在することをひとまず受け入れ、そこにどのような背景があるのかについて検討することは、インドネシア社会において法がどのようにとらえられているのかを理解することにつながる。そのことで、法整備支援の実践もより深いレベルに届くことが可能になるのではないか。文化人類学者が法整備支援事業に対して何らかの貢献ができれば、それは慣習法というカテゴリーを自明のものとして、その内実を明らかにするよう

な作業ではなく、法に関する既存の枠組みを問い直すことで、問題設定の更新につなげることではないだろうか。

以上のような問題意識から本稿では、インドネシアにおける慣習法（「アダット」）と制定法との関係について、まず関係する法律の規定を概観するとともに、その法令を理解するために必要な歴史的背景について簡単に整理する。前半で明らかにしたいのは、アダットを承認しながら、他方で制限を加えるという現行の規定に内在する相反する方向性、およびそれがどのような歴史的背景を持っているのか、である。これをふまえて後半では、筆者が文化人類学の視点から継続的に現地調査を行っている、東スマトラの土地紛争の事例について近年の動向を紹介する。本報告書が、法整備支援事業とアダット研究を架橋するという大きな作業の一助となれば幸いである。

1 インドネシアにおける「アダット」と制定法との関係について

(1) 社会問題としてのアダット

インドネシア語の「アダット (*adat*)」は、「慣習」と訳されるほか、「伝統」、「儀礼」、「適切なふるまい」の意味にもなる、幅の広い概念である。アダットを担う単位としては、インドネシア国内に 200 以上存在するという民族集団が想定され、たとえば、会話のなかでは、「ジャワのアダット」、「バリのアダット」、「アダットの服」、といったようなかたちで言及される。人類学者にとってアダットは、研究の出発点となる馴染み深い言葉であり、宗教、イスラーム、国家といった要素との対立において理解されてきた。

先述したように、インドネシアの法は多元的でアダットが有効である、というふうにいわれながらも、法としてのアダットがどのようなものであるのかは必ずしも明らかににはならない場合も多いのだが、インドネシアで進められた地方分権のなかでは、アダットに新しい位置づけが与えられることとなった。過去の遺物として扱われることもあったアダットが、力を持つ概念として

再び言及されるようになったのである。研究者は、近代化とグローバリゼーションの中で消滅の危機に直面しているアダットを、地方自治の土台として再評価しよう、という動きがインドネシア国内各地で生じていると指摘する (Davidson and Henley 2007、島上 2003、杉島 2006)。

1999年制定の「地方分権二法」(地方行政法、中央地方財政均衡法)、および1999年から2004年にかけての憲法改正では、大統領権限を縮小し、地方自治をめぐる規定が整えられた。1999年に成立した地方行政法は、各地方それぞれの慣習法に基づく村落行政を認めた。これがきっかけとなって、「アダットの復興」を共通項として持つ運動が盛り上がりを見せている。その表れかたはさまざまであるが、まず、村落政治への直接的影響がある(島上 2003)。既存の行政村の区分を改め、村落の境界を再編して慣習村を復活させ、および、意思決定の方式にアダットを取り入れようという議論である。つぎに、アダットがどのようなものであったか、再び調査しようとする動きもある。人々の関心がアダットという言葉に向かっても、その内実については、もはや統一見解は存在していない。公的な資金援助によって、アダットを把握しなおす作業が始まっているのである(杉島 2006、岡本 2012)。

これらの活動は、民主化に資するものとして国際的な援助の対象ともなっているが、土地の権利に関しては、より状況は深刻である。慣習法をよりどころとする諸団体の活動が活発化しており、現在、国有地として使われている土地などに対する集団的所有権を主張している。このような状況に対する処方箋は全く見えておらず、暴力をともなう紛争にまで先鋭化している。スラウェシやフローレスといった地域では、国立公園の境界をめぐる紛争が長期化している一方で、スマトラやモルッカにおいては、かつての王国に連なるエリート層が、個人の利益のために一度は捨て去っていたアダットを動員するケースも出てきている (Davidson and Henley 2007)。

(2) アダットに関する法規定

以上のように、アダットは社会問題としても注目を集めているわけだが、制定法のなかにはどのような規定があるのだろうか。本節では、法律のレベルでのアダットの位置づけについて整理

する¹。詳細について検討するには政府規則などの下位法令まで参照する必要があるが、本節で強調したいのは、現行の法制度のなかには、アダットを承認する要素と制限する要素が、解釈の幅を大いに残しながら、繰り返し登場していることである。そのことが、後半の事例でみるように、さまざまな集団が多様にアダットを語ることを可能にしている。

憲法

第 18B 条 2 項

「国は、アダット法共同体及びその伝統的権利につき、これが依然として存在し、かつ、社会の発展及び単一のインドネシア共和国の原則に適合する限りにおいて、法律に基づき承認し、かつ、尊重する。」

第 28I 条 3 項

「文化の固有性及び伝統的共同体の権利は、時代及び文明の発展に調和して尊重されるものとする。」

インドネシア共和国の独立後に制定された 1945 年憲法は、1999 年から 2000 年にかけて 4 回改正されている（島田 1993）。慣習法との関係で重要なのは、2000 年に行われた第 2 次改正である。第 28I 条 3 項には、「文化の固有性及び伝統的共同体の権利は、時代及び文明の発展に調和して尊重される」とある。ここでいう「伝統的共同体」の権利として具体的に何がふくまれるのかは明らかではなく、「時代および文明の発展に調和して」という部分も、解釈の余地を大きく残している。

また第 18B 条 2 項は、「国は、アダット法共同体及びその伝統的権利につき、これが依然として存在し、かつ、社会の発展及び単一のインドネシア共和国の原則に適合する限りにおいて、法

¹（Bedner and van Huis 2008）を参照。しかし彼らが用いている先住民共同体（indigenous community）に誰が含まれるのかについても、慎重な検討が必要である。

律に基づき承認し、かつ、尊重する」と定める。ここではより直接的にアダットという言葉が用いられているが、あくまで法律に基づいて、というかたちで制限が加わっている。

これらの規定の性質は、改正前の条文を参照することでより明確になる。旧第18条は、「大小の地方へのインドネシアの地域の分割及びその統治の形態は、国家統治システムにおける協議原則及び特別な性格を有する諸地方における伝統的諸権利を認識し、かつ、留意して、法律によりこれを定める」というものであった。法律に従うという点では大きく変わらないものの、注釈のなかでは、オランダ植民地支配期に認知されていた自治体、自律的共同体 (*zelfbesturende landshappen, volksgemeenschappen, swapraja*) が保護の対象となっていた。改正1945年憲法では、この注釈もあわせて削除されたことで、伝統的諸権利をもつ主体があいまいになっているのである。

このように、慣習法を尊重する、としながらも、その範囲について条件を設けるという両義的な表現は、慣習法についての規定に共通してみられるものである。

人権法

「人権に関する1999年法律第39号」

第6条1項

「人権擁護の観点のもと、アダット法共同体の多様性および要求は法、社会、政府によって尊重され、保護されなければならない」

第6条2項

「アダット法共同体の文化の独自性は、ウラヤット地についての権利を含め、時代の発展に合わせて保護される」

第6条2項注釈

「人権擁護の観点のもと、アダット法共同体の国家的文化の独自性、すなわち地域のアダット共同体によって確固として保持されているアダットの権利は、正義と国民の繁栄に基づく法国家の原則に反しないかぎりにおいて尊重され、保護される。」

アダットについての言及は憲法だけでなく、人権についての規定にもみられる。「人権に関する1999年法律第39号」は、憲法における人権に関する章よりも先に成立していることになるのだが、慣習法に基づく共同体については、第6条1項および2項とその注釈で取り上げている。

第6条1項は、人権擁護の観点のもと、慣習法に基づく共同体の多様性および要求は、法、社会、政府によって尊重され、保護されなければならない、とし、同じく2項は、慣習法に基づく共同体の独自性は、ウラヤット権をふくめ、時代の発展に合わせて保護される、と定めている。注釈はさらに、アダットに基づく権利は法律の規定に従うこと、法国家の原則に反しないかぎりにおいて認められることについて補足している。

地方行政法

「地方行政に関する2004年法律第32号（以下、2004年地方行政法）」

第1条12項

「村落 (*desa*) あるいは別の呼称で呼ばれているもの（以下では村落）は、当該地域社会の法共同体であり、境界を保持し、インドネシア共和国政府のシステムにおいて認められ尊重されている当該地域のアダットに基づき、当該地域社会の利害関心を調整する権限をもつ。」

第2条9項

「国家はアダット法共同体の統一性およびその伝統的権利につき、これが依然として存在し、か

つ、単一のインドネシア共和国の原則に適合する限りにおいて、承認し、尊重する。」

第 203 条 3 項

「アダット共同体内の村長選挙、およびその伝統的権利は、それが機能しており存在が認められる限りにおいて、政府規則に基づく地方政令によって定められるところのアダット法に従う。」

第 216 条 2 項

「第 1 項でいうところの地方政令は、村落の権利、起源およびアダットを承認し尊重しなければならない。」

2004 年地方行政法第 1 条 12 項には、村落がアダットに基づくものであるという 1979 年村落行政法にはみられなかった規定が盛り込まれているほか、第 216 条 2 項には、地方政令は村落のアダットを尊重しなければならないとの記載があるが、いずれにしてもインドネシア共和国の行政システムのなかで承認される、と付記されている。また第 2 条 9 項は、アダットは存続している限りにおいて、また社会の発展および単一のインドネシア共和国の原則に適応するかたちで尊重されるとし、改正 1945 年憲法の第 18B 条 2 項とほぼ同じ内容となっている。第 203 条 3 項においても、村長の選出はそれぞれの地域のアダットを尊重するとしながらも、政府規則や地方政令に従うものであるとして、アダットの承認について最終的決定権を持つのは行政であることが示されている。

土地基本法

「土地（農地）の基本規則に関する 1960 年法律第 5 号」

第3条

第1条および第2条の規定をふまえ、ウラヤット権およびその他類似のアダット法共同体の権利は、アダット法共同体が確かに存在しているかぎりにおいて、国家の利益に合致し、より高次の法律規定に反しないものとする。

第5条

大地、水および空間にはアダット法が適用される。しかしそれはアダット法が、国民の統一を基礎とする国家の利益、インドネシアの社会主義、この法律およびその他の法規定すべてに反せず、宗教法に基づく要素に敬意を払うかぎりにおいてである。

1960年に制定された土地基本法（土地（農地）の基本規則に関する法律1960年第5号、以下1960年土地基本法）の主な目的は、植民地時代から引き継がれた、人種の区分に基づく複雑な法体系を土地所有に関して統一することで、国営企業による開発の促進も意図されていた。1870年に制定された土地法令により植民地政府は、ジャワ島やマドゥラ島、およびその他の直接統治領において、所有権が明確でない土地を国有地とみなして私企業に長期貸借した。他方で植民地政府の影響力が弱い地域では従来のアダットに基づく土地管理が継続していたため、1960年土地基本法はこの状況を打開し、土地制度の一元化を目指した。

1960年土地基本法に現れているアダットは、当時の社会状況を反映して、植民地主義に対抗する「インドネシア的なもの」として象徴的に位置づけられ、農地法の基盤として肯定的に言及されるとともに、国家の利益に反する場合は認められないとの趣旨が繰り返される。ここでいうアダットの単位は、個々の地域・民族集団ではなく、独立後いまだ不安定なインドネシアという国家全体なのである。

たとえば全体についての注釈のIII節1項は、土地基本法はインドネシア国民固有の法としてのアダットに基づいている、としたあとで、それは国家の要求、さらには国際社会との関係に調和するものである、と続ける。3条、および5条はアダット法共同体の土地管理にも言及しているが、国益にそって、法律に反しない範囲で認められるとし、かつ、そうしたアダット法共同体

は明白に存続しているものでなければならないとする。

このような内容ゆえに、1960年土地基本法は、土地権を主張する地域住民にとっての法的根拠として用いられながらも、実際の運用においては、国益を優先するかたちでその主張を排除してきたのである。

報告書の後半では、ここまで概説してきたようなアダットに対する承認と制限とのあいだのいわば「綱引き」が、具体的な事例のなかでどう表れてくるのかについて整理するが、その作業に入る前に、どのような経緯で、アダットがこうした二面性を併せ持つことになったのかについて概観する。

(3) まとめるアダット、分けるアダット

前節で述べたように、アダットに関係する現行の法制度は両義的であり、解釈の余地が多分に残されていることが、インドネシア国内各地で生じている出口の見えない紛争の原因ともなっている。しかしこうした法制度が示しているのは、単なる概念の混乱ともいいきれず、アダットに様々な要素が内在していることである。以下では、前節で扱った法規定の背景にある、法にかかわる概念の積み重なりについて整理しておきたい。

アダットはいかにして見出されたのか

現在のインドネシアにあたる地域において、近代法との接触はオランダとの貿易を通じて起こった。この時点で法は、オランダの法制度のことを意味した。その状況は20世紀に入るまで続いたが、1920年代にオランダ人法学者のなかから、アダットを現地の法として尊重すべきだという主張が生まれ、論争の末に植民地政府はアダットを取り入れることになる。

1901年、ライデン大学に職を得たフォレンホーフェンは、東インドにおけるアダットの多様性を尊重し、分析・分類を進めることの必要性を主張した。のちに彼は、東インド全体を19の「法

領域」に分割する。これは、ほぼ同じ時期にネイティブ・アメリカン研究において文化人類学者
フランツ・ボアズらが展開した、文化の類似性によって地理的領域を区分する文化領域の概念か
ら着想したものだった。フォレンホーフエンは、これらの領域にまたがるような植民地法の制定
は不可能であると断じた。

なぜアダットは尊重されるのか

その後アダットは、オランダ植民地主義に対抗する「インドネシア的なもの」を示す概念と
して、1945年の独立宣言以降のインドネシアに引き継がれていく。「指導される民主主義」を提
唱したスカルノが終始強調したのは、「相互扶助（ゴトン・ロヨン）」の精神であった。インドネ
シアの「伝統」とされたこの概念は、個人間のお金の貸し借りから、公共事業への無償労働まで、
あらゆるレベルの行為を包含するものである。スカルノがこの概念を前面に押し出すようにな
った経緯には、慣習法学の拠点であるオランダのライデン大学で教育を受けた法学者、スポモが関
与している。スポモは法学の博士号を取得した後、1945年憲法の起草にも加わり、共和国の独立
後は初代法務大臣に就任した。アダット法の権威として、現在に至るまでその著作が知られてい
る人物である。フォレンホーフエンが定義を与え、スポモを経由してインドネシア共和国の内部
に入っていったアダット法は、スカルノに、相互扶助、全員一致の原則といった概念を提供した。
スカルノは、これらの概念を、指導される民主主義における対立や意見の不一致を越え、インド
ネシアの統一を担保するものとして称揚したのである。

しかし、いまだ不安定だったスカルノ政権の初期、アダットが含意する「インドネシア」の多
様性が、国家の分裂への呼び水になる危険性をもはらんでいたことには変わりはない。こうした
アダットの持つ両義性への鋭い認識が反映されているのが、1960年土地法なのである。独立後も
進んでいなかった土地関連法規の整備をめざすこの法律には、植民地主義の負の遺産を排除して、
インドネシア独自の規範たるアダットの権利である「ウラヤット権」を認めるという、ライデン
学派の主張を継承した内容が盛り込まれている。しかし、ライデン学派の用語であるオランダ語

の「処分権」のインドネシア語による言い換えであるこの「ウラヤット権」には「存続しているかぎりにおいて」という限定があり、結果的にはスハルト時代にいたるまで、国家による土地の処分権を正当化するための論理として働いたのである。

なぜアダットは制限されるのか

1966年、スカルノによる指導される民主主義体制は終わりを告げる。大統領権限はスハルトに委譲され、この新秩序体制はこれ以降30年間あまり継続することになる。では、この時代、アダットの状況はどのようなものだったのだろうか。

アダットはこの時期、開発を優先するロジックの中に存在価値を見出していく。スカルノ時代にみられたアダットへの素朴な依存は弱まり、「開発」に役立つか、役立たないか、という判断基準のもと、その枠組みにあてはまらないものは、抑圧の対象になった。その結果としてインドネシア国内で広範に進行したのは、アダットの脱政治化、つまり、より狭い、無害な領域への封じ込めであった（中川 1994、杉島 1999）。

抑圧されたアダットの典型例が、土地に関する規範である。前述のとおり、オランダ時代に接収された土地は、独立後も大部分が国有地として引き継がれ、住民に返還されないまま、軍用地や政府機関の周辺施設として使われた。この状況で近隣住民が土地への権利を主張することは、政府、つまり公共の利益に反することである。1960年土地法が定める、「存続しているかぎりにおいて」という制限条項に照らして、その土地に関する住民の権利である「ウラヤット権」は、すでに機能を失っているとみなされたのである。

では、開発に資するアダットとはどのようなものだったのだろうか。スハルト時代の文化政策をわかりやすいかたちで具体化しているのが、タマン・ミニ・インドネシア・インダである。「美しいミニ・インドネシア公園」と名付けられたこの施設は、1975年にジャカルタ近郊に開園したもので、インドネシア全土のミニチュア版として意図されている。広さ120ヘクタールにもなり、その後も文化に関する認識の変化を反映させながら、現在もジャカルタの観光名所のひとつであ

る。園内には、国内のそれぞれの州の名が入り口に掲げられた伝統家屋が並び、インドネシアをかたどった島が浮かぶ人造湖があり、その周囲をロープウェーが回る。家屋の室内には民族衣装、民具などが展示され、週末には民族舞踊を鑑賞することもできる。

これは、封じこめられたアダットのイメージをよく表している。ここではアダットは、各地に固有の、伝統家屋、衣装、あるいは舞踊のことであり、観光資源となって新秩序体制を支えたのである。スハルト時代、アダットはこのようにして徹底的に脱政治化されたのであって、本章の冒頭で言及した「アダット復興」は、このようなアダットの縮小に対する反発という側面を持っている。

以上みてきたように、インドネシアの現行の法規定にはアダットの承認と制限という一見相反するような要素が繰り返し登場し、またその背景には長い歴史的蓄積がある。インドネシア共和国の独立後アダットは、法体系のなかで維持・強化されてきた側面もあるが、植民地主義の遺産、前近代的なものとして排除もされてきた。土地基本法や地方行政法にみられるように、アダットはインドネシア共和国の統一を担保する理想として尊重される一方で、国家統合・開発への脅威となりうるものが常に警戒されてきた。では、こうした制定法とアダットの相互依存的な変容と、法制度にみられるアダットの承認と制限は、具体的な紛争のレベルでどのように現れてくるのだろうか。

2 東スマトラにおける土地問題

(1) 概観

東スマトラにおけるプランテーションの発展

歴史的経緯の記述は本稿の主たるテーマではないので最小限にとどめるが、筆者が継続的に調

査を行っている北スマトラ州東岸部、東スマトラ（Sumatra Timur）とよばれる地域は、植民地期にまでさかのぼる土地紛争の舞台として知られる。

すでに15世紀の時点で、この地域ではマラッカ海峡における海洋交易が活発化し、金や香辛料などの貿易を行うマレー系の港市国家が台頭していた。これらの国家は、マラッカ海峡に流れこむ河川の河口部に発達し、内陸部から河川にそって運ばれたコショウなどの生産物が、港を経由して、ヨーロッパ・西アジア・南アジアなどに輸出されていった。

東スマトラでも、アチェ王国やシアック王国といった港市国家が、後背地からもたらされる物資の輸出を経済活動の中心としていた（弘末 2004、Reid 1988）。現在のメダンを影響下においていたマレー系のデリ王国も、こうした港市国家のひとつで、その存在は17世紀にまでさかのぼることができるという（Mahadi 1978、Sinar 1991）。

17世紀のスマトラでは、スマトラ島北端を拠点とするアチェ王国と、マレー半島南部のジョホール王国が覇権を競っていた。その過程でアチェ王国は、スマトラ島東岸部で13世紀以来コショウなどの貿易で栄えていたアル王国を滅ぼす。その後、アル王国にかわって東スマトラを支配するようになったのが、デリ王国であった。そして18世紀に入ると、アチェ、ジョホールの双方が分裂状態におちいり、デリは、かわって台頭したシアック王国の属領となる。このように、植民地支配期以前のスマトラ東岸部では、特定の王国が長期にわたって支配を貫徹するということがなく、複数の王国が覇権を競いながらめまぐるしく離合集散した。ティモシー・P・バーナード（Timothy P. Barnard）は、この時期の東スマトラの特徴として、権威の中心が複数あったことを指摘している（Barnard 2003）。

東スマトラではマレー商人によってさかんに交易が行われ、それが多様な政治的な動きを生んでいた。そこで取引されていた樟脳などは、内陸部に居住するバタックの人々が生産したものであった。つまり、海域部／内陸（山地）部、マレー（ムラユ）／バタックという対立が存在していたのである。内陸部は、19世紀にオランダが進出するまで、けわしい地形によって海岸部から隔絶されており、マレー商人が信仰するイスラームも浸透していなかった。そこで暮らす人々に対して「バタック」という名称が使われたのは、山地にすむ異教の民を、海岸部のムスリムと区別するためだったともいわれる（Steedly 1993）。マレー商人は貿易の仲介者としての地位を独占し、

現在まで残るバタックの食人伝説は、この時期、外来商人を恐怖させて内陸への介入を躊躇させ、結果として、港市国家のマレー商人たちが、内陸へのアクセスを独占するという役割を持っていたという（弘末 2004）。

しかしそうした状況も、19世紀にヨーロッパ勢力の介入が強まると終わりを告げる。まず1858年、シアック王国がオランダの保護領になると、デリ王国は、1862年にシアックからの自治権をえて、オランダの影響下に入ることを選ぶ。世界的な評価を得たデリにおけるタバコ・プランテーションの開発は、その2年後、1864年に始まるのである。

タバコ・プランテーションの繁栄と衰退

山地のバタックと外来商人との取引をマレー商人が仲介する、という構図は、19世紀に入ると山地と海岸部の両方で変化することになるが、海岸部で生じた変化は、大規模なプランテーションの開発だった。

デリのプランテーションの歴史は、1864年、最初の入植者ニーンハイスによって始められたといわれる。そこからの10年間は、プランテーションの開拓期といえよう。最初の数年は、ナツメグ、さとうきび、藍など各種の商品作物の栽培が試みられたが、その結果、現在のメダンをつとるまく地域の土地が、タバコの栽培に最も適していることがわかった。

この時期のオランダ本国においては、植民地政策がいわゆる自由主義へと転換し、植民地政府が指導的立場にあった東インド領内で、私企業の主体的活動を認めることになった。1869年には、オランダ領東インドにおける最初の有限会社「デリ会社（Deli Maatschappij）」が設立され、作物をタバコにしぼって、当地を支配していたスルタンから大規模に土地を租借することによって農園の開発が行われるようになったが、この租借契約が次節で扱う土地紛争の淵源となっている。

デリ会社は本社をメダンにおき、ニーンハイスがオランダに帰国したのちも、経営を拡大していった。デリ産のタバコ葉は、19世紀後半、葉巻の最も外側を巻きあげるラッパーと呼ばれる部分に使われて、世界的な人気を博したのである（Pelzer 1982、Stoler 1988、1995、Thee 1977、

Wertheim 1993)。

デリ会社のタバコ農園は最大の規模を誇ったが、他会社による開発も進められ、1873年からの10年間、タバコ・プランテーションは最盛期を迎えた。農園の数はデリだけでも44、周辺の地域もふくめると合計70以上にのぼった。デリ会社が生産したタバコの量は、1870年には約20万キロだったものが、1883年には340万キロを超えた (Breman 1990)。1884年の時点におけるヨーロッパ人入植者は約700人で、そのうち390人がオランダ人であったという (Mahadi 1978)。

急速に拡大したプランテーションは、労働力の圧倒的な不足という課題に直面した。デリ会社をはじめとする入植者は、スマトラの外から労働者を移住させた。当初は華人、その後ジャワ人の労働者がタバコの栽培、選別などの作業にあたった。これが、現在もこの地に華人とジャワ人が多く暮らしていることのひとつの原因である。この結果、東スマトラの人口は劇的に増加し、1880年の10万人から、50年間で150万人にまで増加した。

しかし、繁栄をきわめていたプランテーションも、1880年代なかばに起こった経済危機によって、大きな影響を受ける。コーヒー、砂糖などとならんでタバコの値段が大暴落し、1888年には148を数えたタバコ農園は、1912年には97、1932年には61にまで減少したのである [Pelzer 1978: 52]。とはいえ、タバコの生産が縮小した後もプランテーションの運営は継続し、さとうきび、ゴム、カカオ、アブラヤシ、コーヒーなどの生産が続けられた。

オランダ植民地支配下でのプランテーションでは、周辺住民や労働者とのあいだの緊張関係は常にあったが、比較的運営は安定していた。こうした状況は1942年に日本軍が北スマトラに上陸した後もそれほど変化しなかった。というのも、熱帯域におけるプランテーションの経験の浅い日本軍は、プランテーションの生産活動を継続させるために、デリではオランダ人を管理職として滞在させ、彼らのノウハウを利用したためである。しかし他方で、日本軍はプランテーション用地とされながらも、未開墾のままになっていた土地や休耕地における食料生産を奨励する、ということも行った。そのために、オランダ時代に厳密に囲いこまれていたプランテーションの境界が崩れることになる。

ムラユ系住民組織とデリ王国のスルタン

こうした状況は、独立後に「農園占拠問題」として表面化する。混乱状態におちいったプランテーションに、周辺住民が流入したのに加えて、人口密度が増していた山地から、バタックの人々が大規模に移住したのである（Cunningham 1958、加納 1985）。そこでプランテーションを原則として国有化することで、農園占拠問題を解決し、開発を進めることを目指して制定されたのが、前述した 1960 年土地基本法なのである。



図1：メダン地図

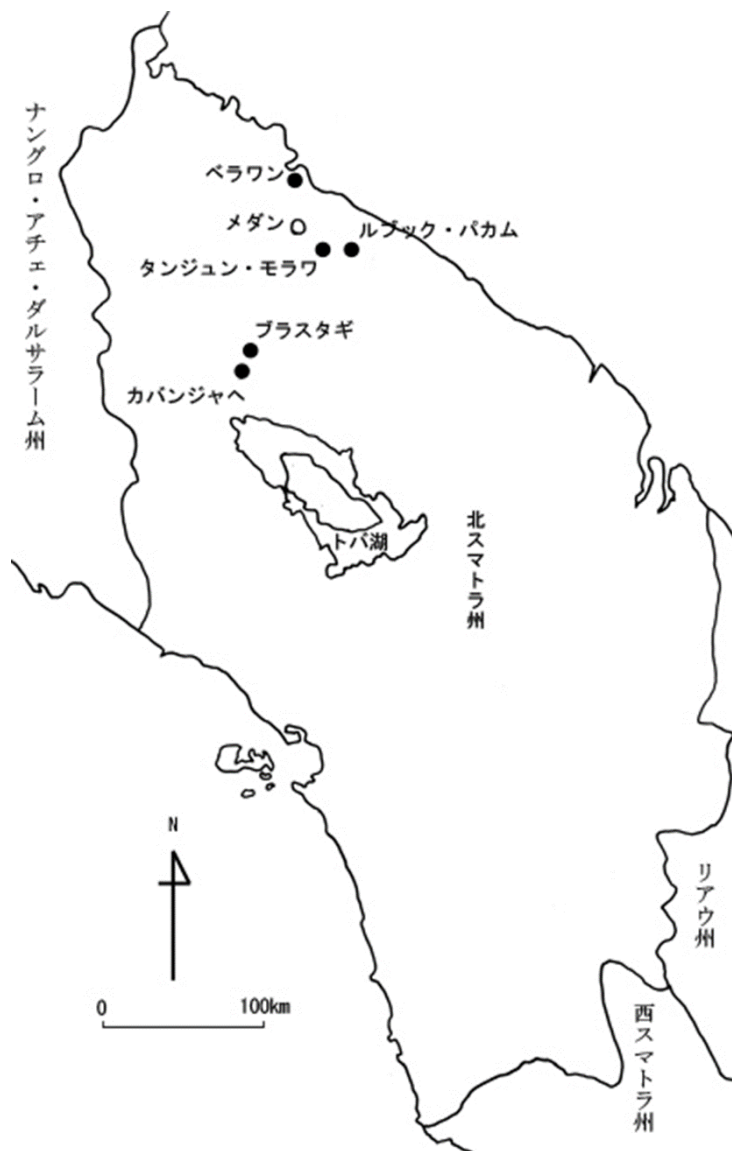


図2：北スマトラ州地図

1960年土地基本法は、植民地時代から引き継がれた、人種の区分に基づく複雑な法体系を、土地所有に関して統一することで、国営企業による開発を促進することが目的であったという [水野 1988；杉島 1999]。共和国の国益を優先する政策が徹底されるとともに、スルタン制の廃止も明文化された。



写真1：インドネシア『待つ民』の闘争協会作成の横断幕

北スマトラ州の東岸部、東スマトラとよばれる地域で、新秩序体制下から土地の権利を主張する運動を行っているのが、「インドネシア『待つ民』の闘争協会（Badan Perjuangan Rakyat Penunggu Indonesia、以下「待つ民の会）」である。1953年に活動を開始した「待つ民の会」は、先住民ムラユの組織として、現在では、1999年設立のインドネシア初の先住民団体「全国アダット共同体同盟（Aliansi Masyarakat Adat Nusantara、略称 AMAN）」に北スマトラ州唯一の団体として加盟し、支援を受けている。

待つ民の会は、デモなどの抗議行動を通じて、先祖伝来の土地、アダットの土地に対する自分たちの権利を認めるよう、政府に訴えかけてきた。しかし国营農園会社が住民の立ち入り、居住を認めることはなく、1997年9月には、デリ・スルダン県で「待つ民の会」と第二国营農園会社

の職員との衝突が起きた。事件があったのは集団移住が行われていたサエンティス農園で、敷地内に居住していた数十人の「待つ民」は、職員のバイクや自転車約 20 台に火をつけ、農園会社の職員二人が負傷した。1996 年には、軍隊を動員した農園会社との衝突によって、6 人の死者が出ている (Agustono 2002)。

そして、スハルト大統領の退陣後に訪れた改革の時代は、「待つ民の会」に対する外部からの注目を増大させ、同時に、国内における地位の向上をもたらした。先述したアダット復興の研究が指摘するとおり、待つ民の会はインドネシア国内の、他の地域の先住民運動と連携して、国際的な支援を受けるようになったのである。



写真2：メダン市内に建つマイムーン宮殿の外観

では、北スマトラ州におけるスルタンとは、いったいどのような人たちなのだろうか。東スマトラの歴史については前節で既に触れたが、そのなかで登場したムラユ系のデリ王国のスルトンの末裔は、現在でもメダン市内に住んでいる。

デリ王国のスルトンの居所であるマイムーン宮殿（写真2）は、1891年、東スマトラにおけるタバコの生産が急激に拡大しつつあった時期に建設されたもので、広い敷地と特徴的な外観で、メダン市内の観光スポットのひとつである。ムラユの伝統衣装を借りて写真撮影ができるコーナーもあり、少々のお土産ものも並べてある。

しかしながら、いくつかの部屋を除いては、観光地というよりも、スルトンの関係者の住居という意味合いが強い。ガイドらしき人が何人か常駐し、見学者からの寄付を募っているとはいえ、すぐそばには裏手に住む人々の洗濯物が風にはためいている。宮殿の正面に広がる広場は、政党などが集会のための場所として借りることはあっても、特にムラユ文化をうたったイベントがあるわけでもない。たとえばジョグジャカルタの王宮が、各国からの観光客を集め、管理・運営のために巨額の資金が投入されているのとは、大きな違いがある。

デリ王国第13代目のスルタンである故ティト・オトマン（Titto Ottoman）は、インドネシア空軍の中佐であった。1998年に即位したのちに、2005年7月、勤務中に乗っていた飛行機が着陸に失敗し、39歳で亡くなっている。その翌日に即位したのが、長男でまだ8歳だったアルヤ（Arya）である。彼が第14代目のスルタンということになる。

デリのスルタンとその周辺は、スルタンが国軍の指揮官の地位にあったことにも表れているように、地方エリート層を構成している。第14代のスルトンの母方の祖父は、元南スラウェシ州知事であり、また、デリのスルトンの親族は、マイムーン宮殿に加えて、1909年に完成した、メダン市内で最大のモスクであるマスジッド・ラヤの運営にもあたっているなど、メダンの有力者である。

現時点では、スルダン王国、デリ王国のスルタンいずれに対しても、アダット復興は目立った影響を与えていないようにみえる。メダン市制開始の記念日などで、市長がムラユ文化の振興を唱えることはあっても、ムラユのアダットは、良くも悪くも、脱政治化が徹底しているといえるだろう。こうした状況を背景に進行しているのが、植民地支配期までさかのぼる、デリ王国のス

ルタン租借地をめぐる一連の民事訴訟なのである。

(2) 訴訟事例の紹介、スルタン租借地のその後

東スマトラの旧スルタン租借地をめぐる訴訟は、1990年代から争点を変化させながら継続しており、その経緯からは、国家法と慣習法が相互に参照しながら変化していることが読み取れる²。

問題系の成立—タマン・マリブ訴訟

メダン市内中心部が係争地となったタマン・マリブ訴訟は、メダン市内中心部を舞台に、スルタン租借地をめぐる長期化した紛争事例として、法律関係者のあいだではよく知られている。訴訟手続きに関わった弁護士の中には、スルタン租借地が法廷で争われた最初の事件ではないか、との見方を示していた。では、この訴訟においては何が争点になり、訴訟はどのような経緯をたどったのだろうか。

1991年にジャカルタ行政裁判所から始まって、高裁、最高裁、さらに再審へと、タマン・マリブ訴訟の期間は10年以上に及んだ。判決の内容は二度翻った末に、原告の敗訴という判断が下された。長い訴訟の過程では、これまで問われることのなかったスルタン租借地の正当性について、新たな見解や証拠が付け加わっていった。そしてこうしたやりとりが、その後のデリ王国のスルトンの土地問題への対応に影響を与えている。判決文は、スルタン租借地がひとつの問題系として確立していく様子を記録しているのである。

1991年にジャカルタの行政裁判所に対して訴えを起こしたのは、デリ王国のスルトンの血筋をくみ、ダトゥ(Datuk)など王族の称号を持つ13人で、被告は、土地登録局(Badan Pertanahan Nasional)・北スマトラ州政府・メダン市庁・インドネシア共和国軍、さらに軍から土地を買い取

² これらの事件については(高野2015)参照。

った不動産デベロッパーだった。双方の主張を簡単にまとめると、以下の表のようになる。

原告側の主張	被告側の主張
<p>デリ王国スルタン</p> <p>↓ 取得</p> <p>ダトゥ・ムハマド・チェア氏</p> <p>↓ 相続</p> <p>原告</p> <p>当該土地は 1935 年 11 月 23 日付スルタン租借地第 1 号</p>	<p>インドネシア共和国軍</p> <p>↓ 国有地を売却</p> <p>不動産デベロッパー</p> <p>スルタン租借地第 1 号は 1909 年 1935 年 11 月 23 日付は別の土地(第 603 号)</p> <p>当該土地については別の租借契約存在 (1869 年～1944 年)</p>

表 1：タマン・マリブ訴訟における争点

原告によれば、係争地は現在国有地となっているが、1935 年 11 月 23 日付の契約に基づく、スルタン租借地第 1 号に該当する。この土地は故ダトゥ・ムハマド・チェア (Datuk Muhammad Cheer) 氏がデリ王国のスルタンから取得したもので、1950 年には正式な登記も行われている。したがって、1958 年に死亡したチェア氏の相続人である原告こそが、土地の正当な所有者である。

原告は、所有者の承諾なしに、国有地の転売というかたちで宅地開発が進んでいるのは不当であるとし、工事の差し止めと、関係する諸団体から約 1 兆 5 千億ルピアという高額な損害賠償を請求した。被告らはこれに対して、土地に関する権利取得の手続が正当であることを主張して争った。

1993 年に出された第一審の判決、および、1993 年のジャカルタ行政高等裁判所での判決は、原告の訴えを退けた。しかし原告は、1995 年に最高裁へと上告する。そして、損害賠償こそ認めら

れなかったものの、建物の建築許可や用益権は無効であるとの判決を得て、同年に勝訴する。これを不服とした被告はさらに、翌1996年に再審（*Peninjauan Kembali*）を要求し、1997年、問題になったスルタン租借地第1号は偽造であるということを認めさせて判決を覆す。

時効、代理人契約の不備、原告らが補償金を既に受け取っていることなど、いくつかの争点のなかで、スルタン租借地の真偽も争われ、当時のデリ王国のスルタン自身も積極的に関与している。

当時のスルタンであった12代目のアズミー・ブルカサ・アラム・アルハジ（Azmy Perkasa Alam Alhaj）氏は、北スマトラ高等裁判所に、被告側、デベロッパー側の証人として出廷している。スルタンが行った証言の要点は、原告側が論拠としている1935年11月23日付の「スルタン租借地第1号」は存在しない、というものだった。スルタン租借地の第1号は1909年発行である。そして、それぞれの租借地についている番号は通し番号で、重複するものはない。したがって、1935年11月23日付のスルタン租借地は、メダン市内の別の場所にある第603号にあたる。

さらに再審の際には、再審の必要性を生じさせた新しい証拠として、1869年の別の契約が提示された。この契約は、係争地と同じ土地を対象としたものであり、1944年までが租借期間となっていた。したがって、原告の主張が正しいとするならば、係争地を租借する契約が切れる9年前に、別の契約が結ばれたということになる。被告は、このことは不自然であり、新たに契約を結ぶことはありえない、と主張した。これらの争点はテクニカルなものであるが、スルトンの証言からは、高等裁判所での審理から、最高裁判所における再審までの約4年間に、スルタン租借地についての調査が進んだことがうかがわれる。

原告が敗訴したことで、住宅地の開発は予定通り進められ、係争地には現在数多くの豪邸が立ち並ぶ。しかし、スルタン租借地第603号については別の紛争がメダン地裁に提起され、また、租借契約について書類偽造の疑いがあるとして刑事事件になるなど、タマン・マリブ訴訟は行政事件のみならず、民事および刑事事件へと広がって注目を集めた。こうしてスルタン租借地は、門前払いされることのない、正当性を問う余地のある問題系として成立し、さらなる訴訟へとつながっていったのである。

問われるアダット共同体—国軍の官舎訴訟

2004年1月6日に、メダン地方裁判所に提起されたこの訴訟では、インドネシア共和国空軍の官舎の住民が原告となって、空軍・空軍から官舎の土地に関する権利を買い取った不動産デベロッパー、それに土地登録局を加えた三者を訴えていた。住み慣れた場所を離れることを拒む原告と、あくまでも立ち退きを求める被告との見解は、当初の居住契約や補償金の支払いなど、様々な点で食い違いをみせていた。

しかし、裁判のなかで争点になったのは、居住契約や補償金だけではなく、デリ王国のスルタンによる土地所有の正当性であった。官舎になっている土地はスルタン租借地に含まれており、原告は、スルタンからの贈与 (*hibah*) を根拠として、官舎の土地の所有権を主張したのである。そして、スルタン側も関与した審理からは、デリ王国のスルタンの、土地紛争に対する立ち位置が変化していく兆しを読み取ることができる。原告・被告の主張および争点の要点は以下の通りである。

原告の主張	被告の主張
デリ王国スルタン ↓ 贈与(1997年7月25日) 原告	1960年土地基本法により国有化 インドネシア共和国空軍 ↓ 国有地の売却 不動産デベロッパー

争点)スルタンから原告への贈与は有効かどうか

→ 土地登録局での手続きが行われていないため、無効

→ アダットに基づく地域共同体(*masyarakat adat*)が存続している場合は例外的に認められるが、本件では不在のため、無効

(→ 住民がスルタンをアダットに基づく首長として認めるならば、土地所有を認める可能性を示唆)

表2：国軍の官舎訴訟の要点

原告となった住民138人の訴えによれば、原告は、この地域のアダット首長にあたるデリ王国のスルタンからの贈与に基づいて、係争地を所有している。贈与を受けたのは、1997年7月25日である。係争地については、1860年12月4日に租借契約が結ばれており、かつてのスルタン租借地である。租借契約の期限は1944年12月3日で、土地についてのスルトンの権利は独立後も持続しており、1960年土地基本法によれば、空軍は土地の所有者ではない。スルタンが公共の利益のために国に貸し出した土地が、ポロニア空港、および空軍の官舎となっている。したがって、贈与には法的な効力がある。

また原告は、係争地にある官舎に、空軍に勤め始めてから定年を迎えた現在まで、平均して25年間住んでいる。1995年の最高裁の判例に従えば、もし土地が第三者に転売される場合でも、まず現在の住民が優先され、空軍が原告の許可なしに土地をデベロッパーに売却したのは違法である。また、紛争が生じていることを知りながら、建築許可を申請したデベロッパー、および承認した土地登録局の行為も違法である、という。

これに対して被告側は土地の権利については、もともとスルトンの私有地ではなく国有地なのであるから、原告に贈与することはできない、と主張した。また、仮に贈与することが可能であったとしても、行われた贈与の手続きでは、公証人による正当な証書(*sertifikat*)を作成していないので、法的な効力はない、との答弁を行った。

2004年10月27日の判決で判事は、双方の主張を踏まえて、スルタンから住民への贈与は有効なのか、土地はそもそもスルトンの所有であるのかという点を問題にする。まず歴史的には、デリ会社は1869年に当時のデリ王国のスルタンから係争地を含む土地を租借しており、租借期間は1944年12月3日までの75年間である。現在のスルタンが住民に8ヘクタールの土地を贈与したのは1997年6月25日であるが、被告側の証拠からは、係争地は1960年以降国有地になっており、国には使用权がある。また、原告の官舎の占有は、軍と交わした官舎居住契約に基づいている。土地の一部については、すでにデベロッパーが建築権 (*Hak Guna Bangunan*) を持っている。

以上の点については原告・被告ともに認めているところなのだが、これらを総合すると、1960年以降、軍が所有していた土地を、1997年にスルタンが贈与した、ということになる。この点に関して、土地の所有者たるスルタンから、適切な手続きに従って贈与を受けたとする原告と、この贈与の有効性を否定する被告とのあいだで、意見の対立が生じている。

土地を贈与するためにはまず、贈与する側が土地の所有者 (*pemilik*) であること、さらに不動産が対象であるなら、民法1682項に従って、公証人の作成した書類が必要とされる。では、この贈与は、民法が定める贈与として有効であるのか。原告とスルタンとのあいだに詐欺や強制ではなく、契約した主体のあいだでは贈与契約は成立している、としたうえで、判決文は、スルタンに土地を贈与する権利があるのか、について検討を進める。

結論として判決は、1944年に租借期間が終了したのち、土地がスルトンの所有であることを示すような法的事実はない、との見方を提示するのだが、その際の根拠となるのが、1960年の土地基本法の規定であり、アダットに基づく地域共同体、アダット共同体 (*masyarakat adat*) の不在である。

既に述べたように、土地基本法によって土地制度が統一されてのち、1960年以前の土地の所有権は、土地登録局での手続きによって、土地法に基づく権利に変換 (*konversi*) することができる。したがって、もし土地がスルトンのもので、そして1944年にスルトンの所有に戻っていたなら、スルタンは現在までのどこかの時点で、土地権を変換するための手続きをすることができたはずである。

逆にいえば、土地基本法によってスルタン制は廃止され、自動的に特定の土地に対する権利も廃止されたため、スルタンであっても、政府が発行する権利証がないかぎり、土地に関する権利を主張することはできない。土地の所有者となるためには、土地基本法第2条にしたがって、スルタン租借地に対する権利も含めて、土地基本法に定められた所有権に変換しなければならない。

原告は、スルタンがアダット首長であると主張しているけれども、アダットによる土地所有は、土地基本法第13条の定めるところでは、公共の利益に反しない限り、そしてアダットに基づく地域共同体が存続している限りにおいて例外的に認められるのみである。したがって、ただ単にスルタンがアダット首長を自称しても、それは土地についての権限を持つことには結びつかない。今日まで、アダットに基づく土地として存在しているかどうかについては、別の証明が必要である。

以上の条件に照らし合わせると、係争地については権利の変換も登記も行っていない状態である。また、アダット首長としてスルタンが土地の所有者であるというのは、根拠の不足した一方的な主張にすぎない。したがって土地は国有地であって、所有者でないスルタンが贈与することはできない。また、この贈与は土地登録局での手続きも経ていないので、法的な効力が認められない。というわけで、贈与に基づいて原告が土地を所有しているという主張は認められない。

さらに、原告が取り交わした居住契約によれば、退職して3か月以内に立ち退くことが定められているので、空軍側の立ち退き請求は適切といえる。強制退去についても、事前に住民にも周知していて、二度確認した後に行われたので、違法行為とは認定できない。この判決を下した判事は、筆者に対して「自分のものではないものを人にあげるといのはおかしい、というだけのことです」と語っている(2006.2.1)。

上に引用した判事の口ぶりからは、官舎用地が国有地であり、スルタンの個人所有ではないことは自明であるかのようだが、実際の判決をみると、アダット共同体が大きな争点になっていたことがわかる。国軍の官舎訴訟の判決では、スルタンの土地所有は否定されたものの、その説明の一部には、「アダット共同体の不在」という表現があった。この表現を逆にしてみれば、住民がスルタンをアダット首長として認めるならば、それに付随して土地所有が現在でも認められるという結論が導き出せる。

前節で述べたタマン・マリブ訴訟の過程で、スルタン租借地の真偽が問題になったことは逆に、「本当の」スルタン租借地であることを証明すれば、土地の所有権を主張できる可能性を示すこととなった。しかし国軍の官舎訴訟の判決では、植民地支配期の租借契約だけではなく、アダット共同体の不在が問われた。その後、スルタン租借地の問題は開発が進むメダン市内から地理的に拡大し、スルトンの権威を認めるアダット共同体としての待つ民との協力関係へと向かう。待つ民もまた、ポスト・スハルト期の権利主張の方法として、裁判を積極的に選択していく。ではその後、スルタン租借地をめぐる紛争は、どのような展開を見せていったのだろうか。

アダットへの承認—タンジュン・ムリア訴訟

「待つ民の会」の活動方針にとって転機となったのが、1999年から2006年にかけて争われた、タンジュン・ムリア (Tanjung Mulia) 地区の土地の所有をめぐる訴訟である。この訴訟で待つ民の主張を認める判決が出たことが、法廷における闘争に積極的にかかわっていくという方針に影響を与えている。では、このタンジュン・ムリア訴訟では何が問題になり、判決はどのようなかたちで待つ民の主張を認めたのだろうか。

1999年10月18日、メダンに隣接するデリ・スルダン県の県庁所在地であるルブック・パカム (Lubuk Pakam) 市の地方裁判所にこの裁判を提起した原告は、この地区に住む待つ民の会のメンバー745人で、メダンの法律扶助組織 (Lembaga Bantuan Hukum) に所属する弁護士が弁護にあたった。被告は、第二国営農園会社、農地担当大臣、および森林／プランテーション担当大臣の三者であった。

農民による組織と国営企業という、社会的地位からいえば大きな差のある両者が対立するという構図にもかかわらず、待つ民の会は勝訴した。これがこの「タンジュン・ムリア訴訟」の画期的な点である。1999年に下された地方裁判所の判決でも、2000年の高等裁判所判決でも、そして2006年1月23日の最高裁の判決でも、原告の主張が認められた。では、原告および被告の主張の内容をみてみよう。

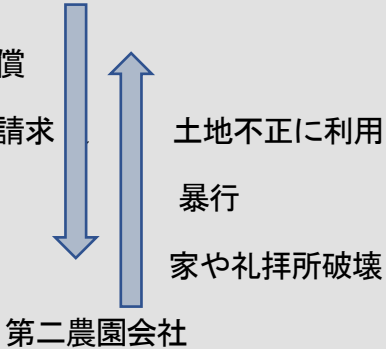
原告の主張	被告の主張
<p>タンジュン・ムリア地区の住民 (アダットに基づく集団的土地所有、租借契約にも規定有)</p> <p>損害賠償 慰謝料請求</p>  <p>第二農園会社</p>	<p>長期用益権 (<i>Hak Guna Usaha</i>)</p> <p>敷地内への不法侵入に対応するのは正当な行為</p>
<p>争点1) 農園会社が長期用益権を持つ土地において原告が耕作する権利はあるのか</p> <p>→ オランダ植民地支配期と同様に、住民生活に配慮する必要がある</p> <p>争点2) 農園会社による住居や農作物の強制撤去は正当であったか</p> <p>→ 商業作物の栽培されていない土地で近隣住民が耕作を行うことは正当、農園会社による強制撤去は住民の権利侵害</p>	

表3：タンジュン・ムリア訴訟の要点

原告であるタンジュン・ムリア地区の住民は、自分たちは先祖伝来の集団的所有権によって、アダットの土地を所有していると主張した。原告によれば、原告の先祖は東スマトラのアダットに従って農業を行っていて、森林の開拓はアダット首長によってコントロールされていた。そして、アダットに基づくこの権利は、アダット共同体そのものが変化、あるいは消滅したときを除いて、誰も変えたり消したりすることはできず、スルタンとオランダとの租借契約の中にも明示

されている、という。しかし第二国営農園会社は、原告の権利が認められているにもかかわらず、原告から租借した土地から多額の利益を得たばかりか、原告に対して暴力をふるったり、家や礼拝所を破壊したりといった違法行為を行った。1999年7月3日には、農園会社の関係者が一方的に原告の収穫をひかえた作物を荒らし、待つ民の会の事務所に放火した。原告は、このように現状を説明し、農園会社から受けた物質的・精神的被害に対する損害賠償、および慰謝料を請求した。

これに対して被告である農園会社は、係争地について長期用益権 (*Hak Guna Usaha*) の正当性を主張した。被告側によれば、そもそも原告の起訴状には、原告のリストに住所、年齢などの必要事項が不足していること、農園会社に長期用益権を認めたデリ・スルダン県の土地登録局が被告にふくまれていないこと、問題になっている土地の境界があいまいであるという三点の不備がある、という。また農園会社は、1995年2月3日に係争地に対する長期用益権証書を取得しており、これは1965年の農業大臣決定に基づいている。したがって被告側は、原告は、土地に対する何の権利も持っていない、との見解を示した。続けて被告側は、農園会社の関係者が、原告が育てていた作物や住居などの撤去作業をしたことは事実だが、敷地内への不法侵入に対応するのは正当な行為であって、原告の主張には根拠がなく、賠償責任も発生しない、とした。

以上のような被告の弁論ののちに、原告側から土地の租借契約など37点の証拠が提出され、4人が証言台に立った。最初の証人は、待つ民の会の当時のリーダー、アバ・ナウィで、彼は、アダットを根拠とする待つ民の権利は、オランダ植民地政府との租借契約が定めているとおりだ、と述べている。アバ・ナウィによれば原告は、待つ民の会に所属するアダットに基づく地域共同体であり、待つ民の一員として、アダットの土地を耕作する権利がある。その根拠は、争われている土地は、1898年7月24日付の租借契約によってオランダ植民地政府に租借されたもので、契約書には、タバコを収穫したあとの土地を付近の住民が耕作することが明記されていることである、という。アバ・ナウィは続けて、この条件は、インドネシア共和国が独立したあとも有効であって、スカルノ大統領からもかつて、土地を返還するようにという指示が出ている、と主張した。また、残る3人の証人はいずれもタンジュン・ムリア地区の近隣住民で、国営企業による強制撤去を目撃したことについて、それぞれ証言した。

これに対して被告側は、用益権の権利証など三点の証拠を提出し、被告側の証人は5人出廷している。最初の証人はプランテーションを頻繁に訪れていたという宗教関係者で、それに続いたのが国営のプランテーションで働いていた元職員三名、そして最後の証人は土地登録局の管理職であった。プランテーションの元職員の証言によれば、彼らが勤務を始めた当初は、タバコの収穫後には休耕期間があったが、1982年以降、休耕地にはサトウキビを栽培するようになったという。また元職員のひとり、アダット共同体に属する周辺住民による農作業に言及している。彼によれば、以前はタバコを収穫するたびに近隣の住民が農業をしていたが、最近では国営企業がそれを許可していない、という。最後に証言をした土地登録局の職員は、デリ・スルダン県土地登録局の土地問題解決部の長で、専門家証人として証言を行った。彼は、用益権の権利証を出すさいには、関係者のあいだにトラブルはなく、1995年に認められた用益権は35年間有効であると述べた。

その後、2000年1月27日に地方裁判所の判事が現地を視察し、同年3月2日に判決が下された。判事が提示した争点は、農園会社に長期用益権がある土地で、原告が耕作する権利はあるのか、そして農園会社による住居や農作物の強制撤去は正当な行為であったのか、の二点であった。判決の論理構成をみてみよう。

判決のなかではまず、かつての租借契約における住民の扱いが確認された。原告側の証拠によれば、問題の土地は、かつてオランダとデリ王国のスルタンが租借契約を結んだ地域である。1898年の租借契約の中には、近隣住民の権利を認める条項があり、第9項には、タバコの休耕期に住民が土地を利用することができるという規定がある。そして、土地を農園として利用することの対価として周辺住民がかつて農業を行っていたことは、被告側の証人も証言しているところで、農園会社がそれを現時点では認めていない、ということである。

つぎに判決は、土地基本法におけるアダット共同体の保護について、以下のように論じる。歴史的にみれば、1960年土地基本法が定めるように、インドネシアの法体制のもとでは、アダット共同体の権利を保護しなければならない。アダット共同体の権利と、長期用益権とは平等に扱われるべきものである。したがって農園会社は、かつてオランダがしていたように、近隣住民に配慮して、住民の生活のために土地を残しておくなどの対応をとる必要がある。

こうした経緯をふまえて、判決は二つの争点について次のような判断をしている。まず、たとえ農園会社の長期用益権が認められている土地であっても、原告がその内側に立ち入って米やとうもろこしを植えることは、現地のアダットに基づく行為といえる。つぎに、農園会社による住居や農作物の強制撤去については、原告側の証言によれば、原告が耕していた土地は、農園会社が商業作物の栽培に利用していない部分であった。したがって、農園会社が原告の住居や農作物を撤去したのは不当であり、住民の権利の侵害にあたる。

判決はこのような論理構成のもと、政府の責任を問わず、農園会社に対してのみ、住居、農作物、事務所への被害に対する損害賠償約 11 億ルピアに加えて、慰謝料として原告一人一人に 50 万ルピアを支払うことを命じた。

地方裁判所におけるこの判決を不服とした農園会社は、判決の 10 日後に北スマトラ高等裁判所に控訴したが、2000 年 10 月 6 日の判決においても原告の主張が認められた。被告はさらに 11 月 28 日に最高裁に上告したが、2006 年 1 月 23 日に出された最高裁の判決もまた、農園会社による周辺住民への補償の必要性を認める内容のものだった。7 年間続いたタンジュン・ムリア訴訟はこうして、原告である待つ民の主張を認めるかたちで収束したのである。

その後の展開—スルタンの法的地位とは

その後も、租借地をめぐる訴訟は継続しているのだが、争点はさらに変化している。訴訟関係者へのインタビューおよび訴訟資料からは、国軍の官舎訴訟で問題になったようなアダット共同体の存在が問われることはなくなっていることが明らかになった。スルタンと住民との関係にも疑念をはさむ可能性は十分にあるようにも思えるのだが、このことについて、北スマトラ州法学部教授で、デリ王国の相談役の立場にある S 氏は、デリ王国に対する社会的な認知が広がってきたためと語っている（添付資料 4）。近年の訴訟で争点となっているのはむしろ、デリ王国のスルタンの法的地位であるという。

より具体的には、スルタンが当時オランダ植民地政府の一部だったのか、あるいはアダット首長だったのか、という点である。前者であるならば、その権利は独立後継続することはなく、自動的にイン

ドネシア共和国に属することになる。後者であるならば、租借期間の終了後に土地を返還することを求めるという主張の正当性が認められる。

2006年から2010年にかけて争われた、ヘルフェティア訴訟（添付資料1）では、デリ王国側の主張は却下されるかたちとなった。原告はデリ王国の王族、被告は国営第二農園会社であった。原告は、現在農園会社が占有している土地は、かつてスルタンがデリ会社と租借契約を結んだ土地であり、租借期間が終わったら返還されるべきである、と主張した。しかし最終的に争点となったのは、スルタン制の存続でも、スルタンと住民との現在の関係でもなかった。第一審においては、原告の相続人としての正当性と、係争地の境界の両方が不明確であるという被告の本案前の抗弁(*eksepsi*)が認められた。第二審も農園会社の権利証が有効であると判断し、最高裁もそれを支持した。被告代理人は本案前の抗弁のなかで、スルタンが当時果たしていた役割は自治区の長としてのものであり、それは独立後自動的にインドネシア共和国政府に引き継がれたのである、という主張を展開している。関係者のインタビュー（添付資料3）からは、デリ王国側はこの主張が判決に与えた影響を重視していることがわかる。

しかしその後、2010年から2013年にかけて争われた鉄道会社訴訟では、原告の主張した内容は基本的には同じ主張であるにもかかわらず、最高裁で原告の主張が認められた（添付資料2）。ヘルフェティア訴訟の判決の論理は少数意見として記されているものの、デリ会社と契約を交わしたスルタンは私人として扱われ、土地の所有権は移転していないものと判断されたのである。この状況を受けて、デリ王国のみならず、周辺地域のスルタンの末裔たちも訴訟の提起を検討しているという。

前述したS氏、およびデリ王国の代理人を務める弁護士M氏へのインタビューからは、彼ら独自の現状把握が明らかになる。彼らは、現行の土地基本法の内容はアダットにあると主張する。インドネシアの独立後スルタン制は解体され、国有化のあとオランダ企業の資産がインドネシア政府のものになったというのは、東スマトラにはあてはまらない。したがって、借りたものは返すべきである。問題は、ムラユの土地、東スマトラの歴史について判事が十分に理解していないことである、土地紛争を扱う特別裁判所を設置して、各地域のアダットに精通した判事を配置すべきである、と彼らは主張する。

3 おわりに：法整備支援事業への示唆

移動する争点

インドネシア国内の土地紛争は、住民によるアダットに基づく権利主張を、国営企業および司法機関が土地基本法をよりどころとして退け、その結果長期化している、というように説明される場合もある。しかし以上見てきたように、東スマトラにおける土地紛争は、必ずしもアダット対土地基本法、住民対政府という二項対立にあてはまらない。アダットの正当性はあくまでも土地基本法を参照することによって担保され、アダットをよりどころとする人々にも多様な立場がある。訴訟は継続的に提起されており、共通する要素が多いにもかかわらず、争点はそれぞれの訴訟によって異なり、相互に参照されることもない。判例の拘束性は弱く、それゆえに当事者にも代理人にも判決の予想がつかず、訴訟に関係する費用が調達できるかぎりにおいて、さらなる訴訟を誘発している。土地基本法の解釈が今後どのように展開するのか、他の地域の事例もふくめて比較検討する余地が残されている。

司法機関の立ち位置の変化

しかしこれは、司法機関は土地基本法に基づく権利の変換手続きの有無のみを問題にしている、というこれまでの見方を再検討することの必要性をも示している。インドネシア国内の土地紛争においては、司法機関は政府の公式見解を代弁するだけなので裁判の意義はない、という指摘が多くなされてきたが、今回報告したような事例の存在をふまえると、住民の主張が認められたり、農園会社の訴えが退けられたり、ということが実際に起きている。法解釈は今まさに揺れ動いているのである。スハルト政権崩壊から20年を経て、裁判所の判断、またそれにもなって司法機関の社会的位置づけも変わりつつあるということの証左であろう。

関係的なアダット理解

最後に、インドネシアではアダットが有効である、という語り方が何を意味しているのか、という冒頭で提示した点に立ち戻ってみたい。以上見てきたように、アダットは誰がどのような立場から言及するかに応じて、ときには前近代的な因習の総体として軽視され、また逆にインドネシアの独自性の象徴として称揚される。アダットが説得力を発揮するかどうかは多分に状況依存的であり、どこかに存在している一貫した規範体系というよりもむしろ、制定法や宗教法などの規範との関係において、常に定義され続けている。したがって決してすっきりと理解できる概念ではないのだが、そのとらえどころのなさは、インドネシアにおける法の概念と密接に結びついているのである。

添付資料 1：ヘルフェティア訴訟についての最高裁判所判決（抄訳）³

最高裁判所判決

No. 1685 K/Pdt/2009

全能の神の名による正義において民事訴訟の上告を審理する最高裁判所は以下のように判決した。

原告、被控訴人、上告人

デリ王国のスルタンの相続人である Drs. Tengku Azam Khan(Zuriat)

対

被告、控訴人、被上告人

被告 1：国営第二農園会社

被告 2：北スマトラ州知事、デリ・スルダン県知事

被告 3：土地登録局

上記最高裁判所は；

関係する文書を読んだ；

原告、被控訴人、上告人は以下のような訴えをルブック・パカム地方裁判所に起こした。

原告は 1924 年に死亡した故 Sultan Ma'mun Al-Rasyid Perkasa Alamsyah Sultan Negri Deli の相続人であり、Sultan Ma'mun Al-Rasyid Perkasa Alamsyah Sultan Negri Deli は生前デリ会社（Perusahaan Perkebunan Belanda NV. Vereenigde Deli Maatschappij）と租借契約を結んでい

³ 訳語については、（島田 2011、2013）を参考にした。

た。その土地は広さ約 183.56 ヘクタールで、現在被告 I が占有している。場所は北スマトラ州
デリ・スルダン県ラブハン・デリ郡マヌンガル村 PasarXI で、以下の境界を持つ；

- 北側は、住居と接する
- 南側は、X 市場と接する
- 東側は、住居と接する
- 西側は、Bederah 川と接する

以下、この土地を係争地とする。

原告はすでに口頭および書面にて、繰り返し係争地をデリ国に返すよう求めたが、受け入れられなかったため、法的手段をとらざるを得なかった。

被告 1 は明確な法的根拠なしに係争地を占有し、被告 3 に対して用益権 (*Hak Guna Usaha*) を請求し、2000 年 6 月 9 日までの承認を得ている。用益権の有効期限が終了するとともに、原告に土地は返還されなければならない。

しかし原告のあずかり知らないうちに、被告 1 は用益権の延長を被告 3 に申請し、被告 2 に承認され、HGU No.111/Helvetia が発行された。

法的には HGU No.111/Helvetia は無効である。土地登録局長規則第 4 条 2 項によれば、用益権の延長は関係するアダット法共同体、すなわち本件においては原告の、新たな同意に裏付けられていなければいけないからである。

被告らの行為は不法行為 (*Onrechtmatige daad*) である。上記のような被告らの不法行為のために、原告が被った以下のような損害の賠償を求める。

物的損害：

- a. 弁護士相談料 1500 万ルピア
- b. 1958 年以降係争地を利用できなかったことによる損害

非物的損害：

身体的精神的損害への賠償として、100 億ルピア

被告財産（不動産・動産）の保全差し押さえを請求する。被告 I が本件判決の履行を怠った場合、ルブック・パカム裁判所に起訴した日から起算して、一日当たり 10 万ルピアの間接強制、および訴訟費用を支払う義務を負わせること。

上述の陳述に基づき、原告はルブック・パカム地方裁判所長に対して以下のような判決を求める。

主たる請求：

- 原告の訴えを受理し、認容する
- 保全差し押さえが正当なものであると宣言する
- 係争地に対する原告の権利を認める
- 被告らは不法行為を行ったと宣言する
- 2003 年 6 月 20 日付の HGU No.111/Helvetia に法的効力がないと宣言する
- 被告 1 に係争地を原告に返還するよう命じる
- 被告 1 に物質的・非物質的損害賠償を命じる
- 間接強制の支払いを命じる
- 被告 2 および 3 にこの判決に従うよう命じる
- 訴訟費用を被告 1 が負担するよう命じる

二次的請求：

裁判所が別に判断する場合、正義にかなった判決を求める。

被告 1 の本案前の抗弁：

- A. ルブック・パカム地方裁判所の絶対的管轄権に関する抗弁
- B. 不明確な訴えの抗弁

故 Sultan Ma'mun Al-Rasyid Perkasa Alamsyah Sultan Negri Deli と原告との関係、および係争地の境界が不明確である

- C. 請求の原因の記載が不正確である

被告 3 の本案前の抗弁：

A. ルブック・パカム地方裁判所の絶対的管轄権に関する抗弁

B. 原告の当事者不適格の抗弁

故 Sultan Ma'mun Al-Rasyid Perkasa Alamsyah Sultan Negri Deli は生前オランダの農園会社と契約を結んでいたが、その立場はアダット共同体の首長ではなく、自治区の長 (*Kepala Pemerintah Swapraja*) としてのものである。したがって、インドネシア共和国の独立後は、デリ王国はインドネシア共和国に統合され、自治区の長としての地位はすでに廃止され、その土地を相続することはできない。

またアダット法共同体のウラヤット権に結び付けるとしても、ウラヤット権は相続という概念を持たない集団的権利である。

(中略)

上記のような訴えに対してルブック・パカム地方裁判所は、2007年1月24日に以下のような判決を下した (No.90/Pdt.G/2004PN-LP)

I. 本訴について

1. 本案前の抗弁について

本訴原告の訴えが不明確であるとする被告1および被告2の本案前の抗弁を認容する

2. 事件の趣旨について

本訴原告の訴えを却下する

II. 反訴について

反訴原告の訴えを却下する

III. 本訴および反訴について

本訴原告および反訴被告に訴訟費用 271 万 4 千ルピアの支払いを命じる

(中略)

2009 年法律 48 号および 1985 年法律第 14 号、およびそのほかの関係規則に基づき；

以下のように判決する：

上告請求を棄却する；

上告／原告に控訴段階の訴訟費用 50 万ルピアを支払う義務を負わせる；

以上、2010 年 11 月 29 日月曜日、最高裁判所会議において、最高裁判所判事 H.Dirwoto を裁判長、H. Muhammad Taufik Djafni Djamal によって判決され、同日に上述の判事および Retno Kusri 書記官代理が出席し、原告および被告は欠席した公開の法廷において朗読された。

添付資料 2：鉄道会社訴訟についての最高裁判所判決（抄訳）

判決

No. 2113K/Pdt/2013

全能の神の名による正義において

最高裁判所は上告審の民事訴訟を審理し、以下のように判決した；

1. Jalan Prof H. M. Yamin, SH., Nomor 14 Medan 在、PT. Kereta Api(Persero) Divisi Regional 1 Sumatera Utara-Aceh

2. Jalan Perintis Kemerdekaan No.1 Bandung 在、PT. Kereta Api (Persero)

2011 年 3 月 14 日付特別委任状に基づき、Jalan Prof H. M. Yamin, SH., Nomor 14 Medan 所在の

Dahsat Tarigan, SH.を代理人とする

3. インドネシア共和国政府、特に Menteri Badan Usaha Milik Negara (BUMN)

上告人、被告、被控訴人

対

スルタン・デリ

被上告人、原告、控訴人

原告は、デリ王国のスルタン、すなわちアダットおよび宗教上の首長としてデリの人々を代表し、契約主体として機能していた。8世の時代に、タバコ農園を作るために契約が結ばれた。この民事契約は「租借契約 (*akte van consessie*)」と呼ばれ、オランダの私企業とスルタンとのあいだで1800年ごろ署名されて、当時の理事官 (*residen*) の承認を受けていた

デリ王国のスルタンとオランダ企業とのあいだで交わされた租借契約のひとつが、1870年6月11日付の *Akte van Consessie Mabar Deli Toewa Contract* で、したがって、1964年11月7日に租借期間は終了している。

オランダ農園企業の経営のために、デリ会社は鉄道会社を興し、土地の一部を1912年3月1日から90年間租借した。したがって、2002年で租借期間は終了している。

また、デリ鉄道会社との租借契約には以下のような条件が含まれている。

1. 線路や会社の用地として必要でなくなったら、デリ王国に返還し、租借期間において権利を委譲してはならない
2. 租借期間内はデリ鉄道会社が税金を負担すること
3. デリ王国の王族は無料で鉄道を利用することができること (1946年ごろまでは適用されていた)
4. 認められているのは用益権、借りているのであって所有者ではないこと

その後、国有化に関する1958年第86号法律によって外国企業は国有化されたが、この対象はオランダ企業が所有権 (*Hak Milik*) を持っていたものが含まれるのであって、オランダ企業が借りていたものは対象外である。係争地は常にデリ王国のアダットの土地で、1945年のインドネシア独立宣言のときにすでにインドネシア法の管轄である。

国有化ののち、デリ鉄道会社は何度か経営形態を変えて、現在では被告インドネシア鉄道会社となっている。被告はデリ王国との権利関係を明確にしないまま租借地を占有している (*dikuasai*)。

デリ王国とアダット共同体が存在している限り、権利は消滅しない。2002年に租借期間が終了しているのだから返還するべきである。1934年および1951年に、デリ会社が土地を返還しているという前例もある。およそ4ヘクタールが未返還のままになっている。再三の要求にも被告が答えないため、裁判所外での解決は困難であり、裁判所の判断を求める。

これらの訴えに対して被告は以下のような本案前の抗弁を行った。

被告1、2の本案前の抗弁

1 訴えの名宛人が誤りであるとする抗弁

a. 原告は訴える権利を持っていない

原告の訴状によれば、原告の訴えはデリ王国のスルタンが1870年6月11日にオランダの会社と結んだ契約、すなわち *Akte Concessie Mabar Deli Toewa Contract*、およびデリ王国のスルタンとデリ鉄道会社とのあいだの1912年3月1日の契約、*Consessie Deli Spoorweg Maatschappij* に基づいている。

以上二つの契約に署名したスルタンは、ひとつの王国／国家を収める立場であった。二つの契約の対象となっている土地はデリ王国の領地である。インドネシア共和国の独立と同時に、ひとつの国としてのデリ王国は消滅し、インドネシア共和国の一部となった。したがってデリ王国の土地もインドネシア共和国の土地になったのである。

そのためデリ鉄道会社が占有していた係争地は、オランダ企業の国有化に関する1958年第86号法律、およびオランダの鉄道および電気通信会社の国有化に関する1959年PP41号に基づき、インドネシア共和国政府から被告Iに権限が譲られた。

原告は訴状の通り、デリのアダット共同体におけるアダットおよび宗教的首長にすぎないのだから、デリ王国を統治していたスルタンの契約について訴訟を提起する権利はない。

b. 訴えの名宛人が誤りである

スルタンの契約はデリ王国のスルタンとデリ鉄道会社とのものであって、被告1および2は含まれていない。係争地を被告2が占有しているのは、インドネシア共和国の規定に従ったものである。したがって被告1および2はこの訴訟の被告たりえない。

2. 不明確な訴えの抗弁

原告の訴えは契約違反と違法行為を混同している。

以上のような訴えに対してメダン地方裁判所は2011年6月6日に以下のような判決No. 371/Pdt.G/2010/PN.Mdnを下した：

抗弁においては：

被告1、2、および3の抗弁は受け入れられない

事件の趣旨について：

1. 原告の訴えを全面的に退ける
2. 原告が訴訟費用を負担する
3. 係争地はデリアダット共同体連合の土地であると宣言する
4. 土地を明け渡すよう求める
5. 損害賠償を請求する
6. 間接強制の支払い
7. 訴訟費用の負担

上告理由

メダン高等裁判所は証拠についての民事訴訟法の規定に従っていない

控訴審

メダン地方裁判所の判決を無効とする

事件の趣旨について

a. メダン高等裁判所の 15 頁における法的判断は不正確であり誤っている

… 国有化に関する法規定に基づいているとはいえ、この手続きに含まれるのは組織のみで、オランダ領東インド時代に設立された会社は独立後国営企業になったのである。この手続きは企業の資産がすべて自動的に国のものになるということではなく、どの資産が企業の所有で、どの資産が第三者から借りたものかを区別しなければならない。

上記の判断において、高等裁判所による事実認定は当該紛争の法的事実を適切に考慮していない。また、1958 年 86 号法律とその運用規定（PP No.2/1959 と PP No.41/1959）、および 1960 年第 5 号法律に基づく地方裁判所の判断をふまえると、法律の適用を誤っている。

b. メダン高等裁判所の 15 頁における事実認定は明確でなく誤っている

… 本件において、係争地は被告がデリ王国から租借した土地の一部であり、したがって土地の租借期間が終了したさいにはデリ王国のアダット共同体に返還されなければならない。自動的に国有地とはならない。

被告の控訴理由からは控訴審（メダン高等裁判所）の判断が誤りであるとはいえない：

控訴審では、原告が代表するデリ王国のアダット共同体は、現在に至るまでその存在を継続しており、スルタンは法的主体としての地位を保持していると判断された。

係争地は確かに、デリ王国のアダット共同体の代表である原告の所有である。

被告らによって示された証拠は、原告が提示した土地所有の証拠を弱めるものではない。歴史的データが示しているのは、係争地がデリ王国によってオランダ領東インド時代に設立された企業に租借されたことであり、したがって、租借期間が終了したさいには、係争地は原告に返還さ

れなければならない。国有化の手続きは必ずしも、原告の持つ権利を国に移転するものではない。

当該訴訟においては I Gusti Agung Sumanatha 判事は以下のような異なる判断を下した。上告理由は正当なものとして認められる、なぜなら事実審を担当するメダン高等裁判所が事実審を担当するメダン地方裁判所の判決を無効とすることは、オランダ企業の国有化に関する 1958 年第 86 号法律および関係する運用規定に照らして、誤りである。

オランダ企業の国有化はデリ鉄道会社を対象に含み、デリ鉄道会社のすべての財産についての権利はインドネシア共和国政府に移譲され、インドネシア鉄道会社に引き継がれた。

デリ王国は私人ではなく公的な組織として租借契約を結んでおり、インドネシア共和国の独立後、デリ王国はもはや国家としての地位を失っているため、デリ鉄道会社の財産に関する権利は国に属する。

意見の相違がみられたため、最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号の第二次改正に関する法律 2009 年第 3 号法律に關係する、2004 年第 5 号法律第 5 条の規定に基づき、多数意見を採用することとする。

したがって、メダン高等裁判所の判決は法に反したものではなく、上告請求は退けられる。

以下のように判決する：

1. 上告請求を棄却する；
2. 被告 I、II、および III に上告段階の訴訟費用 50 万ルピアを支払う義務を負わせる；

以上、2013 年 12 月 23 日月曜日、最高裁判所の会議において、この判決は最高裁判所判事 Prof. Dr. Abdul Gani Abdullah, SH. を裁判長とし、H. Muhammad Taufik Djafni Djamal によって判決され、同日に上述の判事および Ninil Eva Yustina, SH., MHum 書記官代理が出席し、原告および被告は欠席した公開の法廷において朗読された；

添付資料3：弁護士 M 氏とのインタビュー概要

——デリ王国に関係する土地紛争の最近の状況について、教えてくださいませんか。

「争点になっているのは、デリ王国の法的位置づけです。スルタンがムラユの人々を代表する権利があるのかどうか、です。私たちの訴えが退けられた理由は、判事によればデリ王国は当時自治領 (*swapraja*) で、政府であった、政府であるならば、関係する資産はすべて国家の管理下におかれなければならない、ということでした。」

「しかしこの点に私たちは同意できません。租借契約を結んだ当時のスルタンは、デリ王国の住民の代表であり、ウラヤット地についての法的行為をする権利をもっていたのです。その証拠に、租借契約の書類をみると、スルタンとデリ会社、すなわちオランダの会社側だけでなく、理事官 (*residen*) の署名もあります。したがって、当時の政府はオランダの植民地政府であり、デリ王国のスルタンはアダット首長として、アダット共同体を代表して契約を結んだのです。」

「1958年の国有化に判事は言及しますが、確かにオランダの土地は国有化されて政府の管理地になりましたが、係争地は租借されたのであって、権利の委譲は行われていません。したがって、デリ王国のウラヤット地が奪われているのです」

「デリ会社がデリ王国から租借した 250 ヘクタールほどの土地に、鉄道や飲料水、通信などに関係する会社を建てました。これらの土地はデリ王国がオランダの企業に貸したものですから、土地を売ることはできません。デリ王国は、土地を使用するために貸したわけで、使い終わったら返却するべきです。これが裁判所の判断との意見の相違です。」

「ルブック・パカム地方裁判所で国営第二農園会社を相手取って起こした訴訟では、私たちの訴えは、国有化のあとはオランダの企業の資産は政府のものになった、という理由で退けられまし

た。しかしたとえばジョグジャカルタではスルタンの宮殿が州政府の建物として利用されていますが、ここでは違います。オランダの企業に対するデリ王国のスルタンの行為は、私人としてもではなく、契約はほかの有力者と並んで、アダット首長としてのものだったのです。」

「私たちはオランダの鉄道会社が利用していた土地については、最高裁判所で勝訴しました。この訴訟では、借りたものは返さなくてはならない、という私たちの主張の正当性が認められました。租借契約にはオランダのレジデンや、周辺地域のアダット首長たちも署名していますが、もしデリ王国が政府としての位置づけをもっていたならば、ほかの署名などは必要なかったはずで

す。」

「したがって、判事の意見に二種類あるわけです。ひとつは、政府とみなすというもの。二つ目は、アダット首長とみなす考え。私たちの考えはメダン地方裁判所のバージョンに近いものです。」

——今後これらの土地問題はどのような方向に向かうとお考えですか。

「ここには政治の問題もあります。租借契約の有効性が裁判所で認められて、デリ王国がかつての租借地すべてについて所有権を主張するのではないかと警戒する動きもあります。」

「また訴訟費用の問題もあります。いま私が担当しているのは二件ですが、何人もの弁護士がかかわっていて、全体で何件あるかはこちらでは把握していません。これらの訴訟を進めるためにデリ王国は、必要な資金を集めなければいけません。」

「また、土地マフィアにも常に立ち向かわなければなりません。メダンはプレマン（注：「やくざ」「ごろつき」といった意味）の町、土地マフィアの町です。マフィアからの介入があり、法的真実を貫くのは非常に困難です」

「デリ王国の代理人を引き受けることで、封建主義（feudalisme）に加担することを恐れる弁護士もいます。しかしこれは法制度の運用の問題だと思っています」

添付資料4：北スマトラ大学法学部教授 S 氏とのインタビュー概要

——ここ十年のあいだで、土地問題にはどのような進展がありましたか。現在進行中の訴訟について教えてください。

まず J ホテルをめぐる訴訟については、先日被告の代理人から書類が届いたところです。内容は、土地の所有者が全員亡くなっており証人として出頭することができない、とのことでした。当初の訴状では、被告が不十分だという抗弁を受けて、修正しました。裁判が生きている（訳注：手続きが継続する）のかどうかもわからなくなっていたのですが、突然書類が届きました。

それからヨス・スダルツ通りの訴訟があります。また別の、メダン大学を相手取った訴訟では、最高裁判所の上告審において権利主張が認められませんでした。4つ目のインドネシア鉄道会社との訴訟は、最高裁判所で判決が出ており、土地の所有者としてのスルタンの権利が認められましたが、いま鉄道会社が再審請求の段階です。それからセンターポイント・モールの訴訟も進行中です。被告はインドネシア鉄道会社、メダン市、土地登録局です。そのほかにも、ポロニア地区での訴訟もあります。

——変化の傾向のようなものはありますか。

全体として重要なのは、デリ王国の法的地位が認められつつあることです。以前であれば、インドネシアはもう独立しているのだからスルタンなどいない、と言われてましたが、近年では国、裁

判所、市役所、さらに NGO や大学の関係者も、スルタンの法的地位を認め始めています。独立直後からスハルト政権期を通じて、スルタンに言及することはできませんでしたが、今は違います。

しかし実際の裁判手続きにおいては、この事実を受け入れられない判事がまだ多くいます。それにはいくつもの要素が影響していますが、まずいえるのは、判事がしばしば歴史を理解していないということです。さきほどの J ホテル訴訟を担当した判事はスマトラ出身ではなく、3人のうちひとりとは宗教裁判所勤務を経験していました。したがって判決のなかでは、独立後のインドネシアでは、スルタン制は解体されたのだという前提で判決を下しています。土地基本法の規定にもかかわらずです。

——ほかの領域では承認され始めているのに、判事だけが理解していないということですか。

そうです。アダット法の専門家を自称する判事でさえも、東スマトラのムラユの土地について十分に理解しているわけではありません。アダット法の研究者も同じです。逆に、スマトラで教育を受けたアダット法の研究者が、ダヤクやイリアン・ジャヤの土地紛争について判断することも難しいでしょう。まったく異なるのですから。

マレーシアでも地域によってアダットが異なりますが、連邦制をとっていますので、それぞれの地域の裁判所が訴訟を担当します。仮にインドネシアが連邦制を選択していれば、判事は J ホテルを勝たせることはなかったはずですが、地方自治を認めるかどうかが大きく影響しています。

ここ数年私が様々な活動を通じて考えているのはこのようなことです。イリアン・ジャヤの判事がある日メダンに配置されるといったことは、現在のシステムでは当然のように行われていますが、とても危険です。土地問題にはそれぞれの地域独自の性質があり、誰でもが裁けるわけではありません。

さらに、専門家証人の不適切な選択もよくみられます。アダット法の専門家が必要なのに、土地法の専門家が出頭して、登記手続きの有無だけを問題にします。国家法の精神はアダット法に存在するにもかかわらず、彼らは、土地法の概念にばかりとらわれているのです。」

「この問題は長期間継続しており、多くの死者を出しているにもかかわらず、政府の態度は一貫していません。ある判事はアダット法の側にたってデリ王国のスルタンを勝たせることもあれば、違う判事は相手側に有利な判決を出します。訴訟を担当する判事がどのようなアプローチをとるかに依存しているのです。」

「現行の司法制度では、適切な人材が配置されていないのです。婚姻法については、それぞれの信じる場所があり、イスラームはイスラームに、キリスト教はキリスト教に、仏教は仏教にしたがって紛争を解決するのに、なぜムラユの土地問題をムラユ人の判事が担当しないのか。どうして彼らがムラユの土地問題を裁く権利があると思えるのか。判事として任命されてはいても、歴史的背景についての知識や資質が不十分です」

「ムスリムの相続にかかわる案件は、宗教裁判所で、イスラーム法の判事によって裁かれるのに、なぜ同様に多元的な土地問題について、独自の裁判所がないのでしょうか。通常裁判所ではなくて、いふなれば土地裁判所です。カロ、シマルグン、ムラユなどのアダット専門の判事たちが土地紛争を担当してはじめて、土地基本法第5条に従うことができるでしょう。」

参考文献

Benda-Beckmann, Franz von. *Property in Social Continuity*. The Hague: Martinus Nijhoff. 1979.

- Agustono, Budi. "Violence on North Sumatra's Plantations." In *Roots of Violence in Indonesia: Contemporary Violence in Historical Perspective*, edited by Freek Colombijn and J. Thomas Lindblad, pp.133-141. Leiden: KITLV Press. 2002.
- Bedner, Adriaan and Stijn van Huis. "The return of the native in Indonesian law: Indigenous communities in Indonesian legislation." *Bijdragen tot de Taal-, Land-, en Volkenkunde*. 164, 2/3 (2008): 165-193.
- Benda-Beckmann, Franz von. *Property in Social Continuity*. The Hague: Martinus Nijhoff. 1979.
- Budiardjo, Ali, et al. *Law Reform in Indonesia: Diagnostic Assessment of Legal Development in Indonesia*. Jakarta: Cyberconsult. 1997.
- Burns, Peter. *The Leiden Legacy: Concepts of Law in Indonesia*. Leiden: KITLV Press. 2004.
- Davidson, Jamie S. and David Henley. *The revival of tradition in Indonesian politics*. London: Routledge. 2007.
- 加納啓良「ジャワの耕地共有制度とその解体過程」杉島敬志（編）『土地所有の政治史』風響社、1999年、429-441頁。
- 増田和也『インドネシア 森の暮らしと開発：土地をめぐる〈つながり〉と〈せめぎあい〉の社会史』明石書店、2012年。
- 水野広祐「合議・全員一致と多数決原理の間で：インドネシアの村落会議と村落議会」杉島敬志・中村潔（編）『現代インドネシアの地方社会：マイクロロジーのアプローチ』NTT出版、2006年、148-176頁。
- 中川敏「インドネシア語政治作文入門」関本照夫・船曳建夫（編）『国民文化が生れる時』リポート、1994年、239-268頁。
- 岡本正明「慣習継承の政治学：スマトラ二洲に見る公的継承プロジェクトの限界」鏡味治也（編著）『民族大国インドネシア：文化継承とアイデンティティ』木犀社、2012年、221-248頁
- 島田弦「インドネシア共和国憲法仮訳（第1次ないし第4次改正を含む）」『ICD News』第10号（2003年）、49-65頁。

——「インドネシア・アダット法研究における 19 世紀オランダ法学の影響：ファン・フォレンホーフェンのアダット法研究に関する考察」『国際開発研究フォーラム』38 号、2009 年、55-69 頁。

——「インドネシアの民事訴訟における第一審判決と上訴に関する調査研究」法務省法務総合研究所国際協力部調査研究報告、2011 年。

——「インドネシア民事訴訟に関する法律規定および実務との比較」法務省法務総合研究所国際協力部調査研究報告、2013 年。

島上 宗子「地方分権化と村落自治：タナ・トラジャ県における慣習復興の動きを中心として」
松井和久（編）『インドネシアの地方分権化』、アジア経済研究所、2003 年、159-225 頁

杉島敬志「中部フローレスにおけるアダットの現在」杉島敬志・中村潔（編）『現代インドネシアの地方社会：ミクロロジーのアプローチ』NTT 出版、2006 年、235-264 頁。

高野さやか『ポスト・スハルト期インドネシアの法と社会：裁くことと裁かないことの民族誌』三元社、2015 年。

安田信之『東南アジア法』日本評論社、2000 年。